

施工条件明示事項(特記仕様書)

工程	1. 工期を厳守すること。 2. 契約後、早急に工程表を作成し、発注者と協議の後、工程を決定すること。
施工時間	1. 昼間施工とし、8:30～17:00を厳守すること。 2. 歩行者等の安全対策を講じること。
用地関係	1. 工事場所隣接の民地所有者・隣接住民、施設管理者との協議を密にし、トラブルにならないようにすること。 2. 着手前には近隣への挨拶を行うこと。 3. 隣地の家屋調査1軒を実施のこと。
環境対策	1. 作業機械は、低騒音型及び排出ガス対策型とすること。 2. 解体時には、十分に散水を行い、粉塵が飛散しないよう注意すること。 3. 騒音はできる限りでないよう配慮すること。
安全対策	1. 工事期間は、標示看板及びコーン、バリケード等の設置により周辺及び隣接住民への安全対策をはかること。 2. 仮囲い及び建物の養生囲いを行い解体すること。 3. 機械・材料の搬入時、廃棄物の搬出時等適宜誘導員を配置し、安全管理に注意すること。 4. 工事予告板等の設置をおこない、周辺への通知をおこなうこと。
工事用道路	1. 敷地への出入りに際し、前面道路、進入路を汚さないよう留意すること。 2. 敷地内・周辺道路に関して安全対策を講じること。 3. 前面道路を使用する場合、通行制限を行う場合には、それに応じた届出書(警察署・津山市管理課等)を事前に作成し、各許可を得ること。
仮設備	1. 工事用電力・用水は、施工者側で準備すること。
残土・廃棄物	1. 廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。 2. 建設リサイクル法を厳守し、分別解体及び特定建設資材の再資源化をおこなうこと。 3. 場内に廃材を仮置きする場合は、分別ボックスを設置し、適切に分別すること。
支障物件	1. 電気・ガス・水道・下水道・電話・その他は、着工前に工事に支障がないか調査を行い、必要に応じて適切な措置をとること。
その他	1. 敷地内外の工作物等を破損した場合は、無償で現状復旧をすること。 2. 施工中に工事対象外範囲にて損害が発生した場合は、施工業者の責任において、修理・弁償等の補償をおこなうこと。 3. 運搬時、積載オーバーしないこと。 4. 原則、数量・項目変更に伴う増減契約変更はしない。 5. PCB廃棄物が発見された場合は変更協議をする。